

公益社団法人日本超音波医学会奨励賞選考内規

(平成 10 年 12 月 4 日制定)
 (平成 16 年 9 月 10 日改正)
 (平成 19 年 6 月 29 日改正)
 (平成 23 年 9 月 30 日改正)
 (平成 25 年 4 月 1 日改正)
 (平成 25 年 4 月 19 日改正)
 (平成 26 年 8 月 8 日改正)
 (平成 28 年 4 月 1 日改正)
 (令和元年 11 月 25 日改正)
 (令和 3 年 11 月 26 日改正)
 (令和 7 年 8 月 8 日改正)

1 目 的

超音波医学に関する優れた研究を行い、超音波医学の発展に寄与するにたる活躍をしている若い研究者を奨励することを目的とする。

2 名 称

本賞は、超音波医学の発展に寄与する若い研究者を称えて奨励賞と称する。

3 対 象

奨励賞は、毎年行われる日本超音波医学会学術集会に際して行われる「特別募集」に応募された「未発表」の演題について審査し、その合格者に贈呈する。

奨励賞の対象は、基礎・体表臓器・循環器・消化器・産婦人科・腎泌尿器・血管の原則 7 領域とする。

4 奨励賞選考委員会

一 奨励賞選考委員会委員長は、会員の中から奨励賞選考委員若干名を任命し、奨励賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)を組織する。

二 選考委員会は、該当年度の「特別募集未発表演題」を検討審査する。

5 選 考

一 奨励賞の選考は、選考委員会の責任により行われる。ただし、選考対象者と直接利害関係を有する委員は選考に加わらない。

二 選考委員会は、応募された演題の抄録内容、倫理規定申告も含め一次審査を行い、2 次審査に推薦することができる。2 次審査対象演題は、当該年度の学術集会に際して、各領域の奨励賞口演セッションにおいてプレゼンテーションおよび質疑応答が行われる。応募演題を対象に選考作業を行う。選考委員は、対象演題に関し、学術的新規性/臨床的有用性、プレゼンテーション・質疑応答能力の 2 項目において、各項目 5 点満点で採点を行う。全口演終了後、該当領域の奨励賞選考委員により採点結果に基づく選考が行われる。各領域の奨励賞選考委員は、奨励賞受賞者(各領域原則 1 名、最大 2 名)を決定し、全領域の奨励賞選考委員に報告する。奨励賞選考委員会は、結果を顕彰委員会委員長に提出し、承認を得る。・

6 表 彰

一 奨励賞に対する表彰を行い、賞状及び副賞 10 万円(日本円)を贈呈する。

二 奨励賞受賞者名、該当演題名などを本会ウェブサイト等に掲載する。

7 改 廃

この内規の改廃は、顕彰委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この内規は、平成 10 年 12 月 4 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 16 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 23 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 25 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 26 年 8 月 8 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、令和元年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、令和 3 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

この内規の改正は、令和 7 年 8 月 8 日から施行する。